

長崎県ウェブサイト
アクセシビリティガイドライン

改訂第9版

長崎県

2021年12月15日

1. ガイドラインの目的

ウェブサイトは文字や画像、音声、映像を組み合わせ、いろいろな情報をいろいろな形で表現することができます。また、インターネットの普及、携帯コンテンツの進歩により、勤務先のほか、学校や自宅、屋外など、あらゆる場所でウェブサイトにアクセスすることができます。

そのため、ウェブサイトやウェブシステムの作成にあたっては、どのような利用者がいるのか、どのような環境で利用しているのか、改めて考えてみる必要があります。

ウェブサイトの作成については、さまざまな方が利用できるようにアクセシビリティに配慮した日本産業規格 (JIS 規格)「JIS X 8341-3」が定められており、2016年には World Wide Web Consortium (W3C) が定めた世界的共通の規格 (ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0) に準じた改正が行われました。

この規格に準じて、総務省において「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の策定・改定が行われ、さまざまな方が利用する公共機関のウェブサイトについては、JIS 規格に基づいたサイト作成が求められています。

また、2016年4月に施行された障害者差別解消法では、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

このような背景から、長崎県では、多くの人にウェブサイトを利用していただき、ウェブサイト電子県庁として、各課と利用者を直接結びつける媒体として利用できるよう、「長崎県ウェブサイトアクセシビリティガイドライン」を作成し、取り組むことにより、利用者と情報発信者が利用しやすいウェブサイトを構築していきます。

2. ガイドラインの考え方

ガイドラインは次に示す利用者の環境を想定して作成しています。

(1) ウェブサイト利用者

年齢や性別、身体の障害の有無などに関らず、ウェブサイトを利用するすべての利用者

(2) ウェブサイトを利用する環境

ウェブサイトを利用するさまざまな利用環境を想定しています。

- ・デスクトップ型パソコンやノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末などハードウェアの違い
- ・ブロードバンドやナローバンドなどの通信環境の違い
- ・Windows や Macintosh などの OS (基本ソフト) の違い
- ・Google Chrome や Microsoft Internet Edge などブラウザソフトの違い
- ・キーボードやマウスがない環境など操作機器の違い
- ・カラーやモノクロのディスプレイの表示機器の違い
- ・身体障害の状況に応じた入出力機器などの違い

(3) 適用範囲

長崎県公式ウェブサイトのほか、長崎県が制作・運営するウェブサイト、ウェブサイトを通じて提供するサービスサイト。

(4) 参考とする規格等

・ JIS（日本産業規格）

「JIS X 8341-3：2016『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス— 第3部：ウェブコンテンツ』」

・ 総務省

公共分野におけるウェブアクセシビリティの確保の取り組みの充実に関する調査研究報告書

「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」

・ W3C

「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」

(参考)

障害者基本法（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第22条2（平成23年改正）

「国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。」

障害者基本計画（第4次計画 平成30年度～34年度）

III 2 (4)

「各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。」

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条

「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条2

「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必

要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

産業標準化法（日本産業規格の尊重）

第 69 条

「国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買い入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たって第二条第一項各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本産業規格を尊重してこれをしなければならない。」

（そのほかの基準・指針）

- ・ 障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）
- ・ Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針
- ・ 電子自治体の取組を加速するための 10 の指針
- ・ デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
- ・ 総務省・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する特設ウェブサイト上での情報提供に係るアクセシビリティについて（依頼）」（令和 2 年 4 月 30 日）

3. ウェブアクセシビリティ取組方針

ウェブアクセシビリティ確保のために、職員をはじめ、委託事業者とも連携して取り組んでいきます。

（1）取組体制について

長崎県が提供するウェブサイトのアクセシビリティ確保に向け、コンテンツを作成する各所属への周知を行うとともに、コンテンツ制作委託事業者や検証を依頼する外部モニターなど協力を得ながら運営を行う。

（2）職員の意識向上について

実務的なウェブアクセシビリティ配慮のためのガイドラインを整備し、周知していくとともに、ウェブアクセシビリティの理解を深める研修や、ホームページ作成に関する研修を継続的に実施し、コンテンツ作成に携わる職員のウェブアクセシビリティ確保に取り組めます。

職員はコンテンツを作成・更新するときには、チェックシートなどによりウェブアクセシビリティが確保されているか確認し、適切な配慮を行った後に公開していくように努めます。

また、ウェブサイト管理者は、作成時に確認できるチェックツールなどを導入し、コンテンツ作成時の確認を支援します。

（3）委託業者への取組

業務委託を行う場合には、仕様書に別添個別遵守事項のうち、必要なものを添付し、委託業者へ遵守させるとともに、検収時の確認作業をとおして、アクセシビリティに配慮したサイト制作を進めます。

(4) 検証について

ウェブアクセシビリティ対応状況については、手順書やチェックツール等を使用して、作成・更新時はもとより、既存のコンテンツについても検証していきます。

また、ホームページやウェブコンテンツについて、必要に応じ、ユーザーテストや意見募集を行い、問題点について検証し、改善に努めていきます。

4. 前提となる注意点

(1) ウェブコンテンツに関する規格や技術仕様の遵守。

ウェブコンテンツは、各種ブラウザや OS・支援技術（音声読み上げや拡大機能など）などとの連携によって利用者に提供されます。どのような方でも利用できるようにするためには、共通のルールに準拠して制作する必要があります。

【実例】

- ・HTML や CSS などは、W3C が発表している WEB 標準に則って記述する。
- ・PDF など、特定企業が推進している技術は、それぞれの企業が公式に発表している規格や仕様を守る。
- ・HTML コーディングにおいて、不要な記述は避ける。

※ unnecessary 記述があると、ブラウザによってはきれいに表示されない場合があります。

(2) 情報デザイン（情報の整理やページ構成など）への配慮。

ウェブサイトで提供するすべての情報は、その情報の整理を行い、サイトの構成・ページレイアウト・コンテンツの表現方法などについて、利用者の立場に立って検討しましょう。

(3) アクセシビリティとユーザビリティへの配慮。

アクセシビリティは「使えるかどうか」、ユーザビリティは、「使いやすさ（学習しやすさ、操作の効率性など）」の問題を中心として扱います。両者を明確に区分できない場合も多く、アクセシビリティに取り組むことは、ユーザビリティの向上にもつながります。

そのため、どちらか一方だけを考えるのではなく、両方について考慮することが効果的です。

(4) セキュリティ、プライバシーへの配慮。

セキュリティには、システムに対するものと情報に対するものがあります。

システムを構築するプログラムが攻撃を受けると、ほかのプログラムにも影響するなど、多大な被害を受けます。プログラムを開発する際には、セキュリティを意識した制作を行うとともに、運営を行う際のパスワードなどの管理も重要です。

情報は、ウェブサイトで公開している間は生きた情報となります。期限が過ぎてい

る情報を掲載することは、利用者にとって不快感や不利益を与えることになり、場合によっては、損害賠償請求や著作権侵害などの損害賠償を求められるなど、県にとって不利な状況になる可能性があります。

また、個人情報の取り扱いについては、特に注意する必要がありますので、関係法令を遵守するとともに、プライバシーポリシーを制定して、運営時には厳格に守るなど、企画・制作・運営時において、それぞれの取組を行ってください。

5. 企画・制作上の注意点

(1) 企画するときからアクセシビリティに配慮する

ウェブサイトを制作する場合は、ターゲットとなる利用者やアクセシビリティへの配慮について定めてください。情報更新頻度の高いサイトの場合、更新時に品質を保てない場合があるため、コンテンツ管理システム（CMS）を導入することも選択肢の1つになります。

(2) 業務委託を行う場合

業務委託を行う場合、仕様書に使用するガイドラインについて記述し、業者に周知してください。

また、納品されたページやシステムに対して、必ずページ検証を行ってから公開してください。

(3) 公開前にチェックするブラウザのバージョン

【パソコン版】

Microsoft Internet Edge（任意）

Microsoft Internet Explorer 11（必須）

Google Chrome 最新版（任意）

Opera 最新版（任意）

Firefox 最新版（任意）

Safari 最新版（任意）

【スマートフォン版】

iPhone、iPad系 Safari

Android系 Chrome

【携帯版】

各携帯キャリアによる

6. 個別遵守事項に関する注意点

個別遵守事項については、基本的事項からコンテンツ・オブジェクト・フォーム・動画など、さまざまな項目が用意されています。

制作時に利用する項目について活用してください。

7. 優先度

個別遵守事項のすべての項目をいきなり満たすことは難しいため、優先度を設けています。

優先度 1 は（必須）、2 は（強く推奨）、3 は（推奨）です。優先度 1 については必ず達成するようにしてください。

※優先度 1 には次の 2 つが規定されています。

- ・ JIS の適合レベル A 及び AA に該当し、目標達成のために取り組まなければならないもの。
- ・ JIS には項目がないが、配慮することで、利用者の利便性を著しく増加させるもの。